



火焚きの神事を
継続するためには…

■火焚き神事は、国指定重要無形民俗文化財に指定。2,500年の歴史があります。

火焚き殿焼失から3ヶ月…

「霜神社火焚き殿復興期成会」設立



昨年9月26日、役犬原地区にある火焚き神事を行う火焚き殿が焼失。祭事の主体である火焚き神事を行うためにどのようにしていくか氏子の皆さんは大変悩まれました。度重なる協議の末、再建が決まり、12月30日、霜神社氏子となる竹原地区、上役犬原、下役犬原の皆さんが復興期成会を結成しました。

期成会では、次の神事が始まる8月までの再建を目指し募金活動を行います。現在氏子はじめ地元出身者にお願いするなど、一日も早い復興に向け努力されています。



12月30日行われた結成式の様子。
火焚き乙女たちも募金を呼びかけました。

結成の式には、歴代の火焚き乙女6人（藤川文音さん、河崎千花さん、甲斐恵利花さん、山口はるなさん、森 梓さん、森下ゆきみさん）も駆けつけ復興を願いました。昭和57年に火焚き乙女を経験した森下ゆきみさんは、「この神事は、8月19日から2ヶ月間火焚き殿に祖母（介添え）と二人だけで火を守りながら生活するという神事（現在は氏子が交代で火を守っています）で、学校との往復だけで寂しかったことを思い出します。けれど今はその歴史の重みを知り、火焚き乙女を経験したことを誇りに思っています」と語り、また、期成会会長の渡邊照義さんは「このような経済状況の折、募金をお願いし大変心苦しいですが、どうか事情をご理解いただきご協力願います」と深くお願ひされました。

農耕祭事には1年間を通じ地元の人たちが大変な日数関わってこられています。これを代々受け継ぎ守りぬいておられます。地域の宝の焼失から立ち直ろうという地区の皆さんをぜひ応援したいものです。

【火焚き殿復興募金について】

- 募金の対象 広く、個人、法人、団体から寄付を募ります。寄付された方全員のお名前を「永代帳」に記載し、永久保存致します。
- 一口瓦 1万円以上の寄付をされた方には、火焚き殿の瓦の裏面に住所・氏名を記載します。
(受付は3月31日まで)
- 感謝状 5万円以上の寄付をされた方には感謝状を贈呈します。
- 募金の方法 口座振込み、もしくは現金でも賜ります。
口座名 霜神社火焚き所復興期成会
取り扱い金融機関（振込手数料は恐れ入りますがご負担ください）
 - ・肥後銀行宮地支店 普通1382011
 - ・熊本ファミリー銀行宮地支店 普通3003891
 - ・阿蘇農業協同組合阿蘇町中央支所 普通0097457
 - ・郵便局 記号17140 番号22611581
- 問い合わせ先 阿蘇霜神社火焚き殿復興期成会事務局 ☎ 34-0331 FAX 34-0331